

☆治癒証明書・登園届について☆

学校保健安全法によって出席停止となる感染症にかかった場合は医師による治癒証明書が必要です。また、②の表に示す感染症にかかった場合は登園届を提出して下さい。登園届は 1 枚貼り付けてお渡ししておきます。医師の診断を受けた後登園される際に保護者の方が記入し提出して下さい。(予備は事務所にあります) 幼稚園は幼児が集団で生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで子どもたちが快適に生活できるよう、みなさんのご協力をお願いします。

①医師による治癒証明書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やになど症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌剤を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

②医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などでの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 (ヘルペス)	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで(幼児・乳幼児にあっては、3 日経過するまで)

-----キ-----リ-----ト-----リ-----

登園届 (保護者記入)	
みみよう幼稚園園長様	
_____ 組 園児氏名	
病名「 _____ 」と診断され、	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名「 _____ 」において	
_____ 月 _____ 日より集団生活に支障がない状態であると診断されましたので、登園いたします。	
_____ 保護者氏名	_____ 印 (またはサイン)